

スペース・コロニー研究開発コンソーシアム規約

第1章 総 則

第1条 (名 称)

本会は、「スペース・コロニー研究開発コンソーシアム」と称する。

第2条 (目的)

本会は、東京理科大学 研究推進機構 総合研究院 スペース・コロニー研究センター（以下、「R C S C」という。）と連携し、地上においても有用な宇宙滞在技術の高度化について議論するとともに、将来的には災害に強い住宅によるわが国の国土強靱化、食糧問題の解決、宇宙産業の活性化等に貢献することを目的とする。

第3条 (事業内容)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業（以下「本事業」という。）を行う。

- (1) 講演会およびワークショップ等を開催する。
- (2) 国内外の関係機関との連携を行う。
- (3) その他、本会の目的を達成するための事業を行う。

第2章 会員

第4条 (会員)

本会の会員は法人会員、教員会員及び特別個人会員の3種（以下、法人会員、教員会員及び特別個人会員を併せて「会員」という。）から構成され、本会の活動や事業に共同で、積極的に協力し支援するものとする。

- (1) 法人会員は本会に参加する法人とする。
- (2) 教員会員はR C S Cに属する東京理科大学の教員とする。
- (3) 特別個人会員は第11条に定める主査（以下「主査」という。）が入会を認める個人とする。

- 2 会員として参加することを希望し、本規約に同意の上、所定の申込書に所定事項を記入し、教員会員の推薦を付して事務局あてに提出した者は、主査の承認を経て、会費の納付をもって、会員になることができる。なお、教員会員は、所定の申込書に所定事項を記入し、事務局あてに提出をもって入会したものとする。

第5条 (会員の特典)

会員は以下の特典を有する。

- (1) 講演会およびワークショップ等に参加できる。法人会員は一つの申し込みに対し最大5名参加させることができる。
- (2) 法人会員は研究会設立、教員会員との個別討議、R C S Cとの共同研究等を提案できる。

第6条 (脱 退)

1. 会員は、脱退届出を提出することにより、いつでも本会を脱退することができるものとする。なお、脱退はその後の再参加を妨げない。

2. 脱退の効力は届出後1ヶ月後に発生するものとする。
3. 脱退した会員は第5条に規定される会員としての特典は失うが、第9条第2項の秘密保持義務については脱退後も遵守しなければならない。

第7条（除名）

1. 本会における活動において、本会の趣旨、及び目的に反する行動、言動、及び自己の利益のみを追求する行為などが会員にみられ、本会の活動に支障をきたすものと主査が判断した場合、主査は当該会員を除名することができる。ただし、かかる決定に際しては、当該会員に弁明の機会を与えるものとする。
2. 除名の効力は直ちに発生し、会員の権利は消滅するものとする。第9条第2項秘密保持義務については除名後も遵守しなければならない。

第9条（参加料）

1. 本会に参加する会員は、第17条第2項に定める事業年度分の参加料として次の参加料（消費税を含む。）を支払うものとし、本会の運営に係る経費は参加料をもって充てる。

法人会員： 20万円/口

教員会員： 無料

特別個人会員： 5万円/口（主査の判断により減免することができる。）

2. 特別の企画を行なう場合には、第12条に定める運営会議（以下、「運営会議」という。）の審議を経たうえで臨時費を徴収することができる。
3. 法人会員および特別個人会員は、本条の第1項で定める参加料及び第2項で定める臨時費を、本会が発行する請求書に従って支払うものとする。
4. 納入された参加料は、理由の如何にかかわらず返還しないものとする。
5. 本会が解散した際に、経費支払に参加料を充当して残余がある場合、かかる残余金の取り扱いは、運営会議の提議に基づき主査が決するものとする。

第9条（情報の取り扱い）

1. 本事業に関連して、会員間において開示されるすべての情報は、その取扱いについて別の合意がされたものを除き、秘密として取扱う義務を負わないものとする。法人会員は、受領した情報を自己の事業活動に使用し、教員会員は自己の研究活動に使用することが出来るものとする。
2. 前項にかかわらず、開示される情報が秘密情報として取り扱われるべき場合は、情報開示者は、その旨及び秘密保持義務の内容を情報受領者に文書にて伝え、情報受領者の文書による同意を得た場合に限り情報を開示するものとし、情報受領者は提示された秘密保持義務を遵守するものとする。情報受領者は当該秘密保持義務に同意できない場合、その旨を情報開示者に伝え、情報の受領を免れることが出来るものとする。尚、秘密情報の取り扱いに関してより詳細な取り決めが必要な場合は、別途運営会議で審議するものとする。

第10条（知的財産処理）

本会の活動の中で生じた知的財産の取り扱いについては、本規約とは別に定めるものとする。

第3章 組織

第11条（主査）

1. 本会には、主査1名を置く。
2. 主査は教員会員から互選で選出され、本会を代表して会務を総括する。
3. 主査の任期は第18条第2項に示す事業年度の単年度期間とする。ただし、再任を妨げない。
4. 主査は主査代理を任命することができ、主査代理は必要に応じて主査の責務の一部を代理し、任期は主査の任期に準ずるものとする。

第12条（運営会議）

1. 運営会議は、本会の運営に関わる事項を審議し、全体委員会に提議することとする。これには、次に掲げる事項を含む。
 - （1）本会の事業計画
 - （2）研究会の新設、及び改廃
 - （3）本規約の変更
 - （4）会員の除名
 - （5）臨時費の徴収
 - （6）その他、本会の運営上必要な事項
2. 運営会議は、以下の委員により構成され、任期は主査の任期に準じ、再任は妨げない。
 - （1）主査を含む教員会員
 - （2）各法人会員から主査が選任した各法人の若干名
3. 運営会議に委員長を置く。委員長は主査が務める。
4. 運営会議は、委員長が招集するものとし、書面又は電子メール等の電子的手段による開催とすることができる。
5. 運営会議委員でない法人会員に所属する者、又は特別個人会員であつて、希望する者は、主査の承諾を得てオブザーバとして出席することができる。

第13条（全体委員会）

1. 本会は、主査のもとに、全体委員会を設置する。
2. 全体委員会は、各法人会員、教員会員及び特別個人会員で構成される。
3. 全体委員会は、本会に関し運営会議から提議される事項につき決議を行う。

第14条（研究会）

1. 本事業で抽出された課題に対して、課題解決に向けた具体的な活動をするため、複数会員の参加のもとに主査は研究会を設置できる。
2. 研究会は、運営会議において提議され、主査の決めるリーダーを置く。

3. 研究会の運営に必要な事項（秘密情報に関する事項を含める。ただし、これに限らない。）は、各研究会で定めることとする。

第15条（事務局）

本会は東京理科大学内に事務局を置く。

第4章 雑 則

第16条（免責）

本会の活動は、すべて会員の自己の責任において遂行されるものとし、本会の活動に伴ういかなる事故、物損などの損害についても、本会は一切の責任を負わないものとする。

（活動期間と事業年度）

第17条 本会は、2018年11月5日に設立し、2022年3月31日まで存続する。但し、第12条第1項に基づき、全体委員会の議決を得て更に継続することができる。

- 2 本会の事業年度は、初年度を除き毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わることとする。

以上